



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

- 合理的配慮の提供とは！（施行から3か月が過ぎて）
- 令和6年度 心のバリアフリーを広げるポスターと標語の募集
- 「やまなしユニバーサルフェス2024」開催迫る

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

合理的配慮の提供とは！（施行から3か月が過ぎて）

本年4月1日から事業者における障害者への「合理的配慮の提供」が努力義務から義務へと変わりました。一言で合理的配慮の提供と言っても漠然としていることが多いため、今号では改めてこのことについて考えたいと思います。

まず、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」）では、「法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、**障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合**において、その実施に伴う**負担が過重でない**ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと**と、定義されています。

② 意思の表明が必要です。

意思の表明とは、基本方針に「社会的障壁の除去を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。その際には、社会的障壁を解消するための方法を相手に分かりやすく伝えることが望ましい。」とあります。

なお、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。とにかく、**障害のある方は、困ったことがあったら、いろんな手段でそのことを事業者に伝えることが必要です。**

また、意思の表明ができない状況、困っていることが明らかな場合には、**事業者は積極的に声掛けなどを行うことが必要です。**

③ 建設的な対話を通して！

合理的配慮の提供を行う際には、建設的な対話が必要とされます。話し合うとき、**お互いがお互いの立場を理解し、よりよい方策を探ることが大切**になってきます。さらに思いやりの心をもって接することが必要です。

合理的配慮の提供というと感じますが、理解と思いやりの心でよりよい社会を築いていくことだと考えれば、共生社会の実現に近づいていくのではないのでしょうか。

① 社会的障壁の除去が目的です。

障害とは、個のもつ障害の特性と社会的障壁によって引き起こされるものです。環境によって障害が引き起こされるという考え（社会モデル）が基本となっています。社会的障壁には、次の4つのものがあります。

- **物理的なバリア**……例) 車椅子利用者の移動の妨げになる歩道の段差や幅の狭い通路
- **制度的なバリア**……例) 障害により取得できない資格や免許制度
- **文化・情報のバリア**……例) 聴覚障害がある人に情報が伝わらない音による緊急警報や警告
- **意識のバリア**……例) 精神障害がある人と犯罪とを短絡的に結びつける発想

これら様々な社会的障壁が社会には存在しています。その社会的障壁に対し、障害者は、その除去のため「意思の表明」が必要になってきます。

※ 過重な負担とはどんなこと？

事業者は、障害のある方から「意思の表明」があった場合には、「負担が過重ではないとき」に合理的配慮を行わなければなりません。では、「過重な負担」とはどのようなものでしょうか。基本方針では、次の5点を挙げています。紙面の関係でそれぞれ詳しく説明できませんが、基本方針の中に具体例が書かれていますので参考にしてください。

- **事務・事業への影響の程度**
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- **実現可能性の程度**
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- **費用・負担の程度**
- **事務・事業規模**
- **財政・財務状況**



なお、過重な負担であったとしても、事業者と障害者とが建設的な対話を通して、代替案等を考えることが必要になってきます。

令和6年度 心のバリアフリーを広げるポスターと標語の募集

◆今年も心のバリアフリーを広げるポスターと標語を募集します。◆

募集内容：心のバリアフリーや障害者週間のことを広めるためのポスターと標語

募集期間：令和6年7月1日（月）～8月30日（金）

応募資格：小中学生の部 山梨県内の小学校又は中学校に在籍する者
一般の部 山梨県内に居住する者

応募方法：（１）ポスター 郵送または持参
（２）標語 郵送、持参、電子メール

応募先・問い合わせ先：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県福祉保健部障害福祉課企画推進担当 宛

メールアドレス shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

電話番号 055-223-1460 FAX番号 055-223-1464

作品の審査は、県庁内の選考委員会で、各部門別に優秀賞1点と佳作数点を選定します。

※ポスター・標語の応募をする際には募集要項を必ずご確認のうえ、記載事項等に漏れがないようご注意ください。

※応募作品は未発表のものとし、1人1点に限る。

*応募規格や注意事項等は、募集要項、または山梨県ホームページをご覧ください。

「山梨県 心のバリアフリー」でも検索できます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/kokoronobarrierfreesuisinijigyou.html>

令和5年度

優秀賞受賞作品（小中学生の部）



だ
い
じ
ょう
ぶ
か
け
る
こ
と
ば
が
ま
ず
い
っ
ぽ
み
ん
な
い
っ
し
よ
に
た
の
し
く
ね

ポスター：鈴木 友里さん（春日居中学校）
標語：小林えれなさん（井尻小学校）

令和5年度

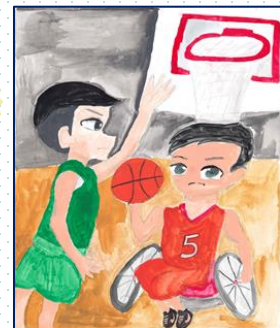
優秀賞受賞作品（一般の部）



多
様
性
思
い
や
り
互
い
を
認
め
る
心
の
バ
リ
ア
フ
リ
ー

ポスター：亀木 瑚那さん（駿台甲府高校）
標語：高村 晴夫さん

8月30日（金）募集締切！
多くの方々の
ご応募をお待ちしています。



令和5年度小中学生の部佳作



令和5年度一般の部佳作

「やまなしユニバーサルフェス2024」開催迫る

障害のある方とない方が共演するファッションショーを中心に、ダンスパフォーマンスや手話言語の啓発を一体的に開催し、社会参加の促進や共生社会の実現につなげることを目的にしています。

※ テーマ「共に歩む！」

※ 日時 令和6年8月3日（土）
13:00～15:00

※ 会場
イオンモール甲府昭和 1階さくら広場
(中巨摩郡昭和町飯喰1505-1)

昨年度まで行われていた「ユニバーサルファッションショー」が、さらにパワーアップして開催されます。詳しくはチラシをご覧ください。

<やまなしユニバーサルフェス2024> 日程

・オープニング 13:00



・第1部 障害者モデルと学生によるファッションショー

・第2部 障害者グループと学生によるダンスパフォーマンス

・第3部 手話言語の啓発イベント

・エンディング 15:00終了予定

